

藤沢市地域市民の家条例の一部改正について
藤沢市地域市民の家条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域市民の家条例の一部を改正する条例

藤沢市地域市民の家条例（平成2年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削る。

第5条第2項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に」を「市長は、特にその必要があると認める市民の家について」に改める。

第6条の見出しを「（利用の制限等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「市長は、」の次に「市民の家の利用が」を加え、「前項の許可（以下「使用許可」という。）をしない」を「その利用を拒み、停止し、又は制限することができる」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したものであるとき。

第6条中第2項を第1項とし、第3項及び第4項を削る。

第7条の見出しを「（利用料）」に改め、同条第1項中「使用者は、使用許可と同時に、指定管理者（第10条に規定する市長が指定するものをいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）」を「利用者は、利用日当日の利用開始前までに、市長」に、「使用」を「利用」に、「利用料金」を「利用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「利用料」に改め、同条第3項を削る。

第8条の見出し中「利用料金」を「利用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長が」を削り、「利用料金」を「利用料」に改める。

第9条の見出し中「利用料金」を「利用料」に改め、同条中「利用料金」を「利用料」に改め、「指定管理者は、市長が」を削り、「従い」を「該当するときは、市長は」に改める。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とする。

別表第2中「利用料金」を「利用料」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域市民の家について新たな管理運営手法を実施するため、所要の改正をする必要による。